## 魚沼市プレミアム認定基準及び審査取扱方針

- 第1 魚沼市プレミアム認定要綱第3条に規定する認定基準は下記のとおりとする。
- 1 お米以外の農産物(野菜、山菜、切り花など)、木工品、木炭など、水産物、加工・製造品(農林水産物の加工品など)

| 品(農林水産物 | の加工品など)        | 7                    |
|---------|----------------|----------------------|
| 視点      | 項目             | 解 説                  |
| 魚沼らしさ   | (1)魚沼市プレミアムのコン | ○自然条件や自然が持つ機能の活用が    |
|         | セプト「魚沼市の四季(自   | 図られているか。(自然との共生、共存   |
|         | 然・文化伝統)を活かした技  | を図りながら自然の力を引き出す知恵)   |
|         | 術」と整合している。     | ○自然を守り育む取組や環境に配慮し    |
|         |                | た取組を行っているか。          |
|         |                | (資源管理、環境配慮型資材の使用、廃   |
|         |                | 棄物の適正処理等含む)(自然を守り育   |
|         |                | む意志)                 |
|         |                | ○伝統的技術や地域資源の活用が図ら    |
|         |                | れているか (伝統を守り育む意志)    |
|         | (2)魚沼市を連想させる物語 | ○魚沼市の歴史や地域に関わりのある    |
|         | がある。           | 取組みとして、その取組を通じて魚沼市   |
|         |                | を物語ることができるか。         |
|         |                | ○地域資源へのこだわり等魚沼市のP    |
|         |                | Rにつながる取組があるか。        |
|         |                | ○魚沼市のイメージアップにつながる    |
|         |                | 効果が期待できるか。           |
| 独自性・優位性 | (1)ブランド作りに対する考 | ○商品を差別化するというブランド作    |
|         | え方が明確であり、類似の商  | りの方向性が明確であるか。        |
|         | 品、産地と比べて優位性、独  | ○他の地域で生産、製造される、又は他   |
|         | 自性がある。         | の事業者等が生産、製造する類似の商品   |
|         |                | との機能や特徴 (価値) 等の面での差異 |
|         |                | 性があるか。               |
|         |                | ○品質や価値を高める技術開発や管理    |
|         |                | において革新的な取組や改善改良の実    |
|         |                | 施があるか。               |
|         |                | ○生産(製造)技術や市場の動向等に関   |
|         |                | する情報収集を行い、研究開発、改良改   |
|         |                | 善に取り組んでいるか。          |
|         |                | ○知的財産権の取得(出願) 若しくは保  |
|         |                | 護が図られているか。           |
|         | (2)消費者とのコミュニケー | ○デザインやネーミング等に特徴又は    |
|         | ションなど伝達方法に工夫   | 優位性が認められ、若しくは差別化する   |
|         | や特徴がある。        | など工夫が認められるか。         |
|         |                | ○販売促進にかかわる営業活動に積極    |
|         |                | 的に取り組んでいるか。          |

| 信頼性・安全性 | (1)生産、製造、流通、販売 | ○使用する原材料を厳選し、品質、等級 |
|---------|----------------|--------------------|
|         | までの各過程において、品質  | 基準を明確化しているか。       |
|         | 維持・向上に関する取組や技  | ○生産(製造)から販売まで一定の基準 |
|         | 術的な裏付けがある。     | 等を定めているか。          |
|         |                | ○第三者による認証や表彰があるか。  |
|         | (2)法令順守、衛生面、技能 | ○責任の所在が明確であり、社会的信用 |
|         | 向上など従業員教育や消費   | があるか。              |
|         | 者の信頼性を確保する取組   | ○法令順守や衛生管理等の体制が整っ  |
|         | がある。           | ており、実践されているか。      |
|         |                | ○ 顧客からの苦情・要望等に対応する |
|         |                | 取組みが行われているか。       |
|         |                | ○危機管理体制が明確になっているか。 |
|         |                | ○トレーサビリティ、情報公開など信頼 |
|         |                | 性を確保する取組があるか。      |
| 市場性     | (1)商品の売り上げ実績があ | ○消費者や取引先に評価されているか。 |
|         | る。             | ○安定した売り上げ実績があるか。   |
|         | (2)販売体制が整っている。 | ○取扱事業者や自社店舗など十分な販  |
|         |                | 売チャンネルを有しているか。     |
|         |                | ○消費者が適切に、若しくは、容易に入 |
|         |                | 手できるか。             |
| 将来性     | (1)ブランド化に対する継続 | ○ブランドの維持や発展への考えがあ  |
|         | した意志があり、取組や計画  | り、取組の実施や計画があるか。    |
|         | がある。           | ○魚沼市プレミアムの普及、認知度向  |
|         |                | 上、他の事業者等への波及効果が期待で |
|         |                | きるか。               |
|         |                | ○長期的な事業計画が策定されている  |
|         |                | か。                 |

## 【第1次審查】

第1次審査は、書類審査とし、次の方法で行う。

- ・認定基準の各視点における配点は、次の通りとする。
  - 1 魚沼らしさ 24点
  - 2 独自性・主体性 16点
  - 3 信頼性·安全性 16点
  - 4 市場性 16点
  - 5 将来性 8 点
- ・各審査員は、魚沼市プレミアム認定第1次審査表により、認定基準の項目に対して絶 対評価方式による5段階評価を行う。
- ・各審査員が審査した総合得点の平均が60点以上のものが第2次審査に進むことができる。
- ・委員の採点の平均点を算出する場合、小数点以下は切り捨てとする。

#### 【第2次審查】

第2次審査は、プレゼンテーション審査とし、次の方法で行う。

- ・認定基準の各視点における配点は、次の通りとする。
  - 1 魚沼らしさ 24点
  - 2 独自性・主体性 16点
  - 3 信頼性・安全性 16点
  - 4 市場性 16点
  - 5 将来性 8点
- ・申請者ごとにプレゼンテーション(25分間)及び質疑応答(15分間)を行う。
- ・各審査員は、魚沼市プレミアム認定第2次審査表により、認定基準の項目に対して絶 対評価方式による5段階評価を行う
- ・各審査員が審査した総合得点の合計の平均が <u>68 点以上</u> (得点率 85%以上) のものを 認定基準に適合するものとする。
- ・ただし、上記5項目のいずれかにおいて、「判断基準の『0,1』に該当する項目がある」 場合は、認定基準に適合しないものとする。

### 【再申請による認定審査】

再申請による認定審査は、プレゼンテーション審査とし、次の方法で行う。

- ・再審査の申請者は、プレゼンテーション(25分間)及び質疑応答(15分間)を行う。
- ・審査員は、魚沼市プレミアム認定審査表(再申請)により、認定に値しないとされた 魚沼市プレミアム認定審査第2次審査で審査員から指摘があった事項に対する事業者 の対応等により審査する。
- ・審査は、各審査員の審査結果を基に討議を行い、合議制で魚沼市プレミアム認定の適否 について意見を取りまとめる。

#### 【更新審査】

更新審査は、ヒアリング審査とし、次の方法で行う。

- ・認定された審査会又は前回の更新審査の際から変更した事項及び認定後の実績等のヒアリングにより審査する。
- ・ヒアリング終了後、各審査員の審査結果を基に討議を行い、合議制で魚沼市プレミアム 認定の適否について意見を取りまとめる。

# 魚沼市プレミアム認定第1次審査表

【お米以外の農産物(野菜、山菜、切り花など)、木工品、木炭など、 水産物、加工・製造品(農林水産物の加工品など)】

| 市産品名             |  | 申詞 | 清者名    |        |   |        |    |    |
|------------------|--|----|--------|--------|---|--------|----|----|
| 魚沼。              | (1) 魚沼市プレミアムのコンセプト<br>「魚沼市の四季(自然・文化伝統)<br>を活かした技術」と整合している。     | 4  | 3      | 2      | 1 | 0      | ×3 |    |
| 魚沼らしさ            | (2) 魚沼市を連想させる物語がある。  | 4  | 3<br>1 | 2      | 1 | 0      | ×3 |    |
| 独<br>自<br>性      | (1)ブランド作りに対する考え方が<br>明確であり、類似の商品、産地と比<br>べて優位性、独自性がある。         | 4  | 3      | 2<br>1 | 1 | 0      | ×2 |    |
| ·<br>優<br>位<br>性 | (2)消費者とのコミュニケーションなど伝達方法に工夫や特徴がある。                              | 4  | 3<br>1 | 2      | 1 | 0      | ×2 |    |
| 信賴性・             | (1)生産、製造、流通、販売までの<br>各過程において、品質維持・向上に<br>関する取組や技術的な裏付けがあ<br>る。 | 4  | 3      | 2      | 1 | 0<br>I | ×2 |    |
| ·<br>安<br>全<br>性 | (2) 法令順守、衛生面、技能向上など従業員教育や消費者の信頼性を確保する取組がある。                    | 4  | 3<br>1 | 2<br>  | 1 | 0<br>I | ×2 |    |
| 市場               | (1)商品の売り上げ実績がある。   | 4  | 3<br>1 | 2<br>  | 1 | 0<br>I | ×2 |    |
| 場<br>性           | (2)販売体制が整っている。   | 4  | 3<br>1 | 2<br>1 | 1 | 0<br>I | ×2 |    |
| 将来性              | (1)ブランド化に対する継続した意志があり、取組や計画がある。                                | 4  | 3<br>  | 2<br>1 | 1 | 0<br>I | ×2 |    |
| 所見:              |  |    |        |        |   |        | 得点 |    |
|                  |  |    |        |        |   |        |    | /  |
|                  | 審査委員名  |    |        |        |   |        |    | 80 |
|                  |  |    |        |        |   |        |    |    |

4 ··· 十分に適合 3 ··· 適合 判定基準

2 ··· やや適合 1 ··· あまり適合しない 0 ··· 適合しない

# 魚沼市プレミアム認定第2次審査表

【お米以外の農産物 (野菜、山菜、切り花など)、木工品、木炭など、 水産物、加工・製造品(農林水産物の加工品など)】

| 市産品名             |  | 申      | 請者名    |        |        |        |    |    |
|------------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|----|----|
|                  |  |        |        |        |        |        |    |    |
| 魚沼らしさ            | (1) 魚沼市プレミアムのコンセプト<br>「魚沼市の四季(自然・文化伝統)<br>を活かした技術」と整合している。     | 4      | 3<br>I | 2      | 1      | 0<br>  | ×3 |    |
| りしさ              | (2) 魚沼市を連想させる物語がある。  | 4<br>L | 3<br>I | 2<br>I | 1      | 0<br>  | ×3 |    |
| 独<br>自<br>性      | (1)ブランド作りに対する考え方が<br>明確であり、類似の商品、産地と比<br>べて優位性、独自性がある。         | 4<br>L | 3<br>1 | 2<br>1 | 1      | 0      | ×2 |    |
| ·<br>優<br>位<br>性 | (2)消費者とのコミュニケーションなど伝達方法に工夫や特徴がある。                              | 4<br>L | 3<br>  | 2<br>I | 1      | 0      | ×2 |    |
| 信頼性・安全性          | (1)生産、製造、流通、販売までの<br>各過程において、品質維持・向上に<br>関する取組や技術的な裏付けがあ<br>る。 | 4<br>L | 3<br>1 | 2      | 1      | 0<br>I | ×2 |    |
| 安全性              | (2)法令順守、衛生面、技能向上など従業員教育や消費者の信頼性を<br>確保する取組がある。                 | 4      | 3      | 2      | 1      | 0      | ×2 |    |
| 市場性              | (1)商品の売り上げ実績がある。   | 4      | 3<br>1 | 2<br>I | 1<br>  | 0<br>I | ×2 |    |
| 性                | (2)販売体制が整っている。   | 4<br>L | 3<br>1 | 2<br>1 | 1<br>I | 0      | ×2 |    |
| 将来性              | (1)ブランド化に対する継続した意志があり、取組や計画がある。                                | 4<br>L | 3<br>1 | 2<br>1 | 1<br>I | 0<br>I | ×2 |    |
| 所見:              |  |        |        |        |        | 7      | 得点 |    |
|                  |  |        |        |        |        |        | 行从 |    |
|                  |  |        |        |        |        |        |    |    |
|                  | 審査委員名  | ı      |        |        |        |        | /  | 80 |
| L                | <b>L</b>   |        |        |        |        | _      |    |    |

判定基準 4 ··· 十分に適合 3 ··· 適合 2 ··· やや適合 1 ··· あまり適合しない 0 ··· 適合しない

# 魚沼市プレミアム認定審査表 (再申請)

【お米以外の農産物(野菜、山菜、切り花など)、木工品、木炭など、 水産物、加工・製造品(農林水産物の加工品など)】

| 市産品 | 名                  | 申請者名  |            |
|-----|--------------------|-------|------------|
| 審査員 | からの指摘事項            | 申請者の対 | <b>计</b> 応 |
| 1)  |                    |       |            |
| 2   |                    |       |            |
| 3   |                    |       |            |
| 4   |                    |       |            |
| その他 | の変更点及びアピール事項についての評 | 価     |            |
| 所見: |                    |       |            |
|     |                    | 審査委員名 |            |

#### 2 お米(魚沼産コシヒカリ)

#### 【第1次審查】書類審查(安全性)

参加資格の確認と栽培履歴書での生産資材の適正使用の確認

| 区分   | 項目       | 解説                    |
|------|----------|-----------------------|
| 参加資格 | 米生産者     | 魚沼市内生産出荷団体等に出荷がある生産者  |
|      | 出品米      | コシヒカリ BL              |
|      | Ш □ ₩/-  | 1応募者1点。ただし、栽培方法の異なるもの |
|      | 出品数      | については複数点出品可           |
| 生産資材 | 土づくり資材   | 投入期日、投入量の確認           |
|      | 施肥資材     | 投入期日、投入量の確認           |
|      | 病害虫防除等資材 | 使用期日、使用期日の確認          |

### 【第2次審查】機器審查(品質)

1次審査で選出された出品米を専用機器を使用し穀粒判別器で整粒歩合の上位15点を選 出する。その後、食味分析計にて食味スコアの上位10点の米を選出する。

### [使用機器]

○食味スコア:静岡製機(株) 食味分析計 ○整 粒 歩 合:東洋ライス(株) 穀粒判別器

#### 【第3次審查】機器審查(品質)

2次審査で選出された10点を専用機器を使用し味度メーターにより味度値を計測し、味度 値と食味スコアの合計値上位5点を選出する。

[使用機器]

○味 度 値:東洋ライス(株) 味度メーター

### 【最終審查】食味官能審查

3次審査で選出された5点を審査員による食味実食官能(試食)により審査し、

顕彰を決定する。 ※1次審査(書類審査)、2次、3次審査(機器審査)の内容は、最終審査(食味 官能審査)に影響せず、審査員による次の項目の結果のみにおいて決定する。

| 項目            | 解説                             |
|---------------|--------------------------------|
| <i>Ы 4</i> :H | ご飯のつやの良否、白さ、胚芽残存の程度、砕米・煮崩れの有無な |
| 外観            | どをもとに評価する。                     |
| n+-           | 噛んでいるうちに感じるわずかな甘みや旨み、鼻から抜ける香りを |
| 味             | 評価する。                          |
| AR            | ご飯を噛んで、離すときの歯や口腔に感じる粘りや硬さ、軟らかさ |
| 食感            | を評価する。                         |
| 総合            | 上記3項目を参考にして総合的なうまさを評価する。       |

※最終審査で同点の場合は、審査委員長の決定をもって順位を決定する。

## 魚沼市プレミアム認定最終審査表 【お米(魚沼産コシヒカリ)】

| 審査員名:          | * | 評価の高い |
|----------------|---|-------|
| <b>曾</b> 且只有 · |   | 2点、1月 |

- ※ 評価の高いほうから、5点、4点、3点、 2点、1点を記入してください。
- ※ 縦に必ず5点、4点、3点、2点、1点の いずれかを記入してください。
- ※ 「総合」は、事務局にて3倍に計算をします。
- ※ 評価合計点は事務局が記入します。
- ※ コメント欄に一言ずつ記入してください。

# 太枠のみ記入して下さい。

| 項目 | 外観 | 味 | 食感 | 総合 | コメント | 評 価合計点 |
|----|----|---|----|----|------|--------|
| 赤  |    |   |    |    |      |        |
| 青  |    |   |    |    |      |        |
| 黄  |    |   |    |    |      |        |
| 緑  |    |   |    |    |      |        |
| 白〇 |    |   |    |    |      |        |

# ○食味官能審査の指標

| 外観 | ご飯のつやの良否、白さ、胚芽残存の程度、砕米・煮崩れの有無などをもとに評価する。 |
|----|--|
| 味  | 噛んでいるうちに感じるわずかな甘みや旨み、鼻から抜ける香りを評価する。      |
| 食感 | ご飯を噛んで、離すときの歯や口腔に感じる粘りや硬さ、軟らかさを評価する。     |
| 総合 | 上記3項目を参考にして総合的なうまさを評価する。                 |